

## 懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、あま市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、公表します。

### 記

#### 1 事案の概要

被処分者は、令和6年度に実施した委託事業において、委託事業者から月毎に請求書の提出があったにも関わらず、これを放置し、同事業者から再三に亘り、支払の督促を受けていたにも関わらず、当初の請求から半年以上も支払処理を怠っていた。

また、被処分者は、別の委託事業の実施において、委託事業者との契約行為が必要で、上司から継続的に指導を受けていたにも関わらず、未契約で当該事業を実施し、当該事業についても同様に請求書の提出があったにも関わらず、支払処理を怠り、不適切な事務処理を繰り返し発生させた。

#### 2 被処分者

あま市教育委員会 課長補佐 45歳 男性

#### 3 処分内容

減給1/10 1カ月

#### 4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、同法第29条（懲戒）第1項第1号及び第3号に該当することから懲戒処分を行うものである。

#### 5 処分年月日

令和7年3月26日

#### 6 その他

本懲戒処分事案に関連して、監督責任として被処分者の上司に対し、同日付けで口頭での厳重注意を行いました。

今回の職員の不祥事につきましては、全体の奉仕者としての公務員の信用を著しく失墜させるものであり、市民の皆様から心からお詫びを申し上げます。本市教育委員会においては、職員の綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。